

1 計画の概要

目的

住民、事業者及び行政が一体となって取り組む共通の地下水保全目標を設定し、それぞれの役割の中で地下水保全の取組を通じて、水量と水質の両面にわたって地域全体で地下水を管理する。

計画期間

令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

策定主体(構成団体)

熊本県及び熊本地域11市町村

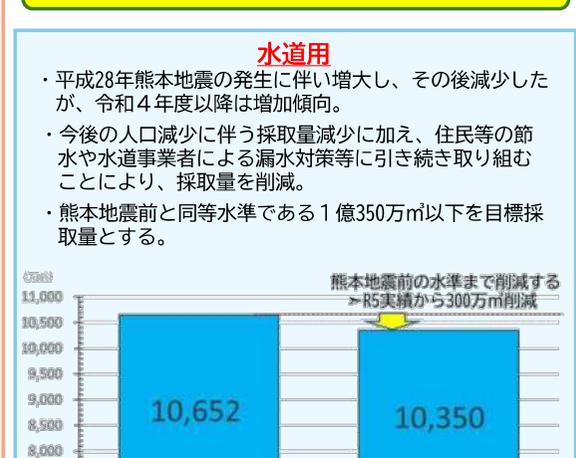
将来像

熊本の宝である地下水の恵みを守り継いでいく熊本地域

- 全ての人(住民、事業者、自治体)が、公共水である地下水を守り育てていく担い手である自覚を持ち、一人ひとりが主体的に地下水保全に取り組む
- 地下水に支えられた住民生活の向上と地域経済の発展の両立を図る
- 「豊か」で「安全」で「美味しい」地下水を、熊本のブランドとして守り育てていく

2 目標値

目標採取量(上限)1億6,700万^m



工業用及び水道用以外の用途

- ・建築物用を除き第3期行動計画の用途別目標採取量を達成。
- ・これらの用途は、全体として既に削減が進んでいるため、おおむね現状維持となる3,150万^m以下を目標採取量とする。

目標涵養量 4,820万^m

水田湛水

- ・営農の一環として主に白川中流域や台地部等で実施。
- ・白川中流域において令和6年度から冬期湛水を開始するなどの事業拡大で、第3期行動計画の目標(2,670万^m)を達成。
- ・令和6年度実績の規模の現状維持となる3,300万^mを目標涵養量とする。

水田湛水以外の地下水涵養

- ・涵養効果の高い白川中流域における水稲作の推進
- ・営農に頼らない地下水涵養方法として浸透型調整池を活用した人工涵養の取組を検討



水質保全目標

- ・カドミウム及びその化合物等
地下水保全条例第6条第1項の規定に基づく「地下水質保全目標」
- ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
第二期熊本地域硝酸性窒素削減計画の水質目標のうち、「環境基準超過率」及び「水道水質基準超過率」

3 基本的施策

1 地下水を大事に使う【節水・他水源利用】

- **節水の徹底**
住民への呼びかけ〔市町村、財団、県、水道事業者〕、節水型機器の普及促進〔市町村〕
- **水道事業における地下水の有効利用**
配水管等の漏水対策〔水道事業者〕
- **地下水利用の合理化の指導**
地下水保全条例に基づく規制・指導等〔県〕
- **雨水利用の促進**
雨水貯留タンク補助金等〔市町村、財団〕
- **工業用水道の整備**
表流水を活用した工業用水道の整備及び使用の働きかけ〔県〕



2 地下水採取量に応じた地下水涵養を行う【涵養対策】

- **水田湛水事業の推進**
事業実施に向けた調整と事業の実施〔財団、市町村、県〕
- **新たな地下水涵養対策の検討**
浸透型調整池の事業化に向けた調査等〔県、市町村〕
- **許可採取者による地下水涵養**
地下水保全条例に基づく規制・指導等〔県〕



3 涵養域の保全に取り組む【涵養域の確保】

- **域内農業の支援**
熊本地域産農作物(米等)の購入〔財団、県〕、農業支援等施策〔県、市町村〕、水田オーナー制度〔財団、市町村〕
- **水源涵養林の整備**
地下水涵養林の整備事業〔県、市町村、財団〕
- **減少した涵養域の代替措置(敷地内涵養)**
工場等の敷地内涵養の指導〔県〕、雨水浸透ます等の設置指導〔市町村〕、雨水浸透ますの設置補助金〔市町村、財団〕、公共工事における涵養対策〔県、市町村〕
- **涵養域確保対策の検討**
涵養域の減少を抑制する方策等の調査研究〔財団、県、市町村〕



4 地下水質の保全に取り組む【水質保全】

- **地下水質の監視**
地下水質測定計画等に基づく調査の実施〔県、熊本市 他〕
- **工場・事業場への指導・監督等**
計画的な立入検査による事業場の監視〔県、熊本市〕
- **硝酸性窒素削減対策の推進**
市町村個別計画の策定〔市町村、県〕、生活排水対策、施肥対策、家畜排せつ物対策の推進〔市町村、県、財団〕、硝酸性窒素に関する普及啓発〔県、市町村、財団〕
- **環境中の有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)の調査〔県、熊本市 他〕**



5 県民運動で地下水を守る意識を醸成する【県民運動・情報発信】

- **シンポジウム等のイベント開催〔財団、県、市町村〕**
- **地下水に関する教育の実施**
出前講座〔県、市町村、財団〕、くまもと「水」検定〔熊本市〕
- **地下水に関する情報の発信**
熊本県地下水保全推進本部〔県〕、地下水位情報等の配信〔県、熊本市、財団〕、河川及び地下水の水質調査結果の公表〔県、熊本市〕、地下水採取量等のデータの公表〔県〕、湧水量調査結果の公表〔財団〕、上流域の地下水保全対策の情報発信〔県〕
- **地下水保全顕彰制度〔財団〕**



令和8年（2026年）3月13日
循環社会推進課

第6期熊本県廃棄物処理計画の策定について

1 計画策定の経緯

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の規定により、国が定める基本方針に即して、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（廃棄物処理計画）を定めることとされている。

現在の第5期廃棄物処理計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としており、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする第6期廃棄物処理計画を策定する必要がある。

2 第6期策定のポイント

- 改定された国の循環型社会形成推進基本計画やくまもと新時代共創総合戦略に基づき、本県のサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた方向性や取組みについて盛り込む。
- 環境省から各都道府県に策定が求められている一般廃棄物処理施設の「長期広域化・集約化計画」について計画に盛り込む。

3 検討経過及び今後のスケジュール

時期	内容
令和7年3月	熊本県環境審議会に諮問
4月	熊本県廃棄物処理計画検討委員会の設置
7月～12月	熊本県廃棄物処理計画検討委員会での検討（3回開催）
12月	常任委員会で検討状況報告 県政パブリック・コメント、市町村意見照会実施
令和8年1月	熊本県環境審議会に計画（案）を報告 熊本県環境審議会から計画（案）を承認すると答申
3月	常任委員会で第6期熊本県廃棄物処理計画を報告 第6期熊本県廃棄物処理計画の公表

4 計画の概要

別紙のとおり

第6期熊本県廃棄物処理計画（令和8年度～12年度）（案）の概要

循環社会推進課

1 計画の基本的事項

- 廃棄物処理法の規定により、国の基本方針に即して定める計画
- 計画期間：令和8～12年度（5年間）

2 計画改定のポイント

- 本県のサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた方向性や取組みを反映
- 一般廃棄物処理施設の「長期広域化・集約化計画」について追加

【サーキュラーエコノミー（循環経済）について】

大量消費・大量廃棄型の経済から、資源投入量・消費量を抑え、持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する新たな経済システム（循環型経済）を目指すもの

⇒作ったものを使い続けて、できるだけ捨てないようにして、捨てられるものもいろんな方法で生まれ変わらせて、ぐるぐる回す仕組み



循環社会

環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～概要」から抜粋

3 本県の現状と課題

一般廃棄物

（令和5年度実績）

- 1人1日あたりの排出量：822g（過去10年で最も少ない）
- 再生利用率：17.7%（近年横ばいの状況継続）
- ⇒要因として焼却率（79.6%）が高いことが影響

（その他課題）

- リチウムイオン電池使用製品の混入に伴う、出火や火災が多発

産業廃棄物

（令和5年度実績）

- 産業廃棄物排出量：約746万t（H30年度比：3万t増加）
- 再生利用率：約53%（H30年度比：±0%）
- ⇒再生利用率は定着しつつある

（その他課題）

- 今後、固定価格買取制度（FIT）の買取期間終了に伴い、太陽光パネル等が大量排出されることが予想される

サーキュラーエコノミーへの移行

- 事業者の環境配慮設計（※）に関する意識が低い状況
- （※）修理のしやすさ、再生材の利用のしやすさなどを考慮した設計
- シェアリングサービス等について利用可能な環境が限定的
- 県民のサーキュラーエコノミーに資する意識が低い状況
- 県内の豊富なバイオマス資源や循環資源を積極的に活用していく必要あり

4 目標値

- 一般廃棄物の再生利用を促進するため、再生利用率を26%（R5年比+8.2%）として設定（国目標値：26%と同様）
- 産業廃棄物は排出量増加が見込まれるが、再生利用率を53.2%（R5年度±0%）と横置きする（国目標値の考え方：R4年度比±0%と同様）

一般廃棄物	R5年度 (実績)	R12年度(目標)	産業廃棄物	R5年度 (実績)	R12年度 (目標)
排出量	520千トン	473千トン	排出量	7,460千トン	7,661千トン
1日1人あたり 排出量	822グラム	749グラム	再生利用率	53.2%	53.2%
再生利用率	17.8%	26%	最終処分量	107千トン	96千トン
最終処分量	45千トン	43千トン			

※1：サーキュラーエコノミー（Circular Economy）の略称
 ※2：より少ない天然資源でどれだけ大きな量かさを生み出しているかを総合的に表す指標（国内総生産/天然資源投入量）

CE(※1) 移行	R5年度 (実績)	R12年度 (目標)
資源生産性(※2)	38万円/トン	約60万円/トン
CE認知度	2.4%	90%

5 サーキュラーエコノミーの実現に向けた取組みの方向性

一般廃棄物

- ①一般廃棄物の排出抑制・再使用・再利用・熱回収の推進
 - ・市町村が行う資源化促進のための分別回収等の取組みを支援
- ②一般廃棄物の適正処理
 - ・リチウムイオン電池使用製品混入の危険性周知及び回収体制の構築等を支援し、国に対しても必要な措置について要望実施

産業廃棄物

- ①産業廃棄物の排出抑制・再使用・再利用・熱回収の推進
 - ・事業者へ廃棄物の排出抑制手法等の情報を積極的に提供し、県内優良事例の横展開を図る
- ②産業廃棄物の適正処理
 - ・太陽光パネル等の廃棄物については、県内の適正なリユース及びリサイクル体制等の構築を促進する

サーキュラーエコノミーへの移行

- ①事業者支援
 - ・環境配慮設計の研究支援、環境配慮設計を認証・PRする
 - ・シェアリング等を行う新たなビジネスモデルの支援
- ②事業者支援以外の取組
 - ・サーキュラーエコノミーに資する取組みについて、効果的に情報発信し、県民の積極的な取組みを促す
 - ・研究機関や地域金融機関と連携し、地域の循環資源等の活用にあつたような知見を事業者へ提供する

6 個別計画改定の方向性

熊本県バイオマス活用推進計画

- 食品廃棄物の利用率は28%で他の品目と比較し利用率が低い状況
- 市町村が行う資源ごみの分別収集等の取組み支援を強化
- 県内の豊富なバイオマス資源の更なる循環利用を進める

熊本県災害廃棄物処理計画

- 国の推計方法見直しに伴い、本県の災害廃棄物発生推計量を改定
- 令和7年8月豪雨対応を踏まえ、反省点・改善点を追記

熊本県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画

- 県内のごみ処理体制に係るブロック区割りをコスト比較し、最も低コストである案をブロック区割り（5ブロック）として設定
 - ①有明・荒尾・熊本市・山鹿ブロック、②菊池・阿蘇ブロック、③上益城・宇城・八代・水俣ブロック、④人吉球磨ブロック、⑤天草ブロック
- 当面は現時点で計画している施設整備計画に沿う形で策定
- ブロック毎の個別事情（施設の稼働年度、運用計画等）を勘案しながら5年毎の見直しの際に各市町村等の意見を反映させていく

【参考資料】

廃棄物処理計画策定根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第5条の5

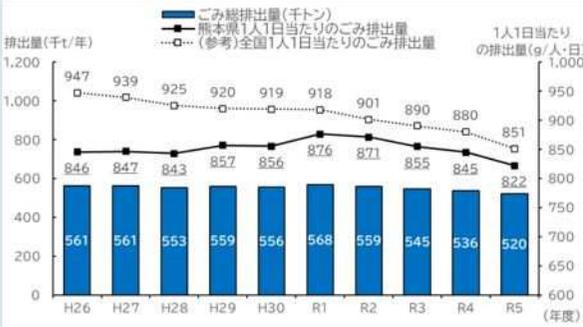
廃棄物処理計画には、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 廃棄物の発生量及び処理量の見込み、② 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項、③ 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項、④ 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項、⑤ 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

一般廃棄物・産業廃棄物の排出・再生利用の状況

一般廃棄物

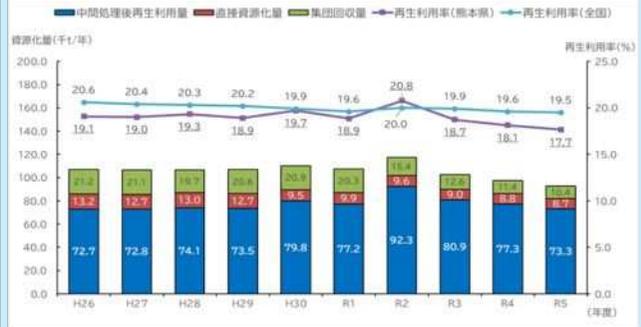
①排出状況



年度	R1	R2	R3	R4	R5	目標(R7)	<参考>推計値(R7)
ごみ総排出量(単位:千トン)	568	559	545	536	520	506	534
1人1日当たり排出量(全体)(単位:g/人・日)	876	871	855	845	822	811	856

総排出量及び1人1日あたりの排出量は、近年の減少率を継続できれば目標値を達成する見込みあり。

②再生利用状況



年度	R1	R2	R3	R4	R5	目標(R7)	<参考>推計値(R7)
再生利用率	18.9%	20.8%	18.7%	18.1%	17.7%	28.0%	20.3%

目標値28% (R7) に対し、R5実績が17.7%と、目標達成は難しい状況。

産業廃棄物

①排出状況



年度	H16	H20	H25	H30	R5	目標(R7)	<参考>推計値(R7)
排出量(単位:千トン)	7,348	7,140	7,114	7,430	7,460	7,660	7,660

目標値7,660千トン(R7)に対し、R5実績が7,460千トンと、200千トン少なく、目標は達成する見込み。

②再生利用状況



年度	H16	H20	H25	H30	R5	目標(R7)	<参考>推計値(R7)
再生利用量	3,480	3,726	3,708	3,952	3,966	-	4,148
再生利用率	(47%)	(52%)	(52%)	(53%)	(53%)	(55.4%)	(54%)

上段:再生利用量(単位:千トン)、下段:再生利用率

再生利用率が横ばいで推移している状況を踏まえれば、目標達成は難しい状況。

バイオマスの利用目標及び達成状況

種類	平成30年度	令和5年度	令和7年度	
	【利用率】	【利用率】	【計画目標】	
産業物系バイオマス	94%	94%	95%	
未利用系バイオマス	93%	100%	95%	
主なバイオマスの種類	家畜排せつ物	98%	97%	98%
	食品廃棄物	28%	28%	40%
	下水汚泥等	99%	95%	100%
	黒液	100%	100%	100%
	木質系廃材	89%	90%	95%
	未利用系	89%	100%	90%
農作物残	100%	100%	100%	

- 産業物系バイオマスの利用率は目標値95% (R7) に対し、R5実績が94%。一方、未利用系バイオマスの利用率は目標値95% (R7) に対し、実績が100%となっている。
- 産業物系バイオマスのうち食品廃棄物の利用率が低い状況にある。

R7.8豪雨対応を踏まえ追加した内容

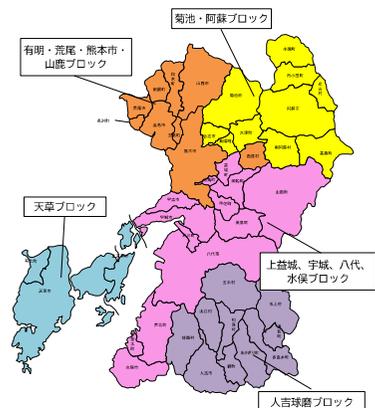
①災害廃棄物仮置場関連

- ・ 仮置場候補地を平時において組織的に意思決定する
- ・ 仮置場内の管理運営業務については業務委託を検討する
- ・ 行政の管理が行き届く範囲で仮置場を開設する

②平時の備え関連

- ・ 市町村は災害廃棄物処理計画を定期的に点検・見直しを行う
- ・ 県は市町村の技術的支援(災害廃棄物処理計画の見直し支援等)を行う

一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画ブロック割



※現時点で想定する2050年度のブロック区割りであり、各市町村等の個別事情(施設の稼働年度、運用計画等)を勘案しながら5年毎に計画の見直しを柔軟に行う。

第12次熊本県交通安全計画の策定について

令和8年(2026年)3月13日
くらしの安全推進課

1 趣旨

交通安全対策基本法により都道府県交通安全対策会議(会長:知事)において作成することが定められている。

国の第12次交通安全基本計画に準じ、第12次熊本県交通安全計画(計画期間:令和8年度~12年度)を作成する。

本県における交通安全に関する施策の大綱であり、県、市町村、警察及び関係機関・団体等が緊密な連携を図り強力に推進するために作成する。

2 計画(案)の概要

(1) 構成

「第1部 道路交通の安全」「第2部 鉄道交通の安全」「第3部 踏切道における交通の安全」の3部で構成。

(2) 目標の設定

国の目標設定値や本県の交通事故の現状・課題を踏まえ目標値を設定。

「第1部 道路交通の安全」では令和12年までに「死者数38人以下、重傷者数340人以下」を目標値として予定。

(3) 対策

目標達成のために各関係機関が実施する主な取組みについて記載。

3 今後のスケジュール

令和8年4月1日	国の「第11次交通安全基本計画」決定(通知)
4月	熊本県交通安全対策会議において県計画(案)審議
4月下旬~5月	県政パブリック・コメント手続き実施(30日間)
6月	県議会(常任委員会)へ計画策定を報告
6月下旬	熊本県交通安全対策会議において県計画策定

熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（第5次）の策定について

令和8年（2026年）3月13日
くらしの安全推進課

1 趣旨

熊本県犯罪被害者等支援条例に基づき、被害者等支援に関する基本方針及び具体的な施策について定めるもの。

第4次取組指針の期間が令和7年度に満了することから、第5次指針（期間：令和8年度～令和13年度）を策定する。

2 取組指針（案）の概要

3つの基本方針を設定し、それぞれの実現に向け推進する具体的施策を記載。

【基本方針①】日常生活の回復に向けた支援

- ・相談窓口の充実や各種支援施策の実施等により、犯罪被害者等の日常生活の回復に向けた支援に取り組む。

【基本方針②】県民の理解の促進

- ・広報・啓発活動の実施により、犯罪被害者等が置かれた現状について県民が理解を深める機会を積極的に提供する。

【基本方針③】支援体制の充実・整備

- ・研修会等実施により、支援に関わるものの知識・技術の習得や専門性向上を図るとともに、支援体制の充実・整備に取り組む。

3 今後のスケジュール

令和8年3月	国の「第5次犯罪被害者等基本計画」策定
4月～5月	県政パブリック・コメント手続き実施（30日間）
6月	県議会（常任委員会）へ取組指針策定を報告
6月下旬	取組指針策定

熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（第5次）の概要

1 取組指針について

(1) 取組指針策定の経緯、趣旨

平成20年に取組指針策定、令和2年12月に条例制定

(2) 取組指針の性格

犯罪被害者等支援に関する基本指針及び具体的施策について定めるもの（条例第9条に基づく指針）

(3) 取組指針の期間

令和8年度から令和13年度（6年間）※今回のみ

2 犯罪被害者等を取り巻く情勢

(1) 県内における犯罪発生状況

ア 刑法犯認知件数

近年増加傾向

(H15:28,973件 → R4:4,944件 → R7:7,529件)

イ 重要犯罪発生状況

性犯罪が重要犯罪の8割を超える

ウ 人身交通事故発生状況

減少傾向 (H16:13,167件 → R7:2,947件※暫定値)

(2) 犯罪被害者等の置かれている状況

・事件そのものによる被害だけでなく、その後の二次被害により、被害前のような日常生活が難しくなる。

・性犯罪は被害が潜在化しやすい傾向がある。

(3) 犯罪被害者等支援に係る状況

令和8年度から本県においても、多機関ワンストップサービス体制の運用を開始。

3 基本方針

3つの基本方針を設定し、それぞれの実現に向けた取り組みを進める。

- ① 日常生活の回復に向けた支援
- ② 県民の理解の増進
- ③ 支援体制の充実・整備

4 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(1) 日常生活の回復に向けた支援

ア 施策の方向性

相談窓口の充実や各種支援施策の実施等により、犯罪被害者等の日常生活の回復に向けた支援に取り組む。

イ 具体的施策

- ① 相談及び情報の提供
- ② 損害賠償の請求に関する情報の提供
- ③ 経済的負担の軽減
- ④ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- ⑤ 安全の確保
- ⑥ 居住の安定
- ⑦ 雇用の安定
- ⑧ 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供
- ⑨ 保護又は捜査の過程における配慮
- ⑩ 未成年者への配慮

(2) 県民の理解の増進

ア 施策の方向性

広報・啓発活動の実施により、犯罪被害者等が置かれた現状について県民が理解を深める機会を積極的に提供する。

イ 具体的施策

- ① 県民の理解の増進

(3) 支援体制の充実・整備

ア 施策の方向性

研修会等実施により、支援に関わる者の知識・技術の習得や専門性向上を図るとともに、支援体制の充実・整備に取り組む。

イ 具体的施策

- ① 人材の育成
- ② 民間支援団体による活動の促進
- ③ 犯罪被害者等支援の推進体制等

第5次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の策定について

令和8年3月13日

消費生活課

1 計画策定の趣旨

- 消費者の利益の擁護と増進を図り、県民の消費生活の安定及び向上を目的とする「熊本県消費生活条例」に基づき、消費者施策の計画的な推進を図るため、「熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」を策定。
- 計画期間は、令和8年度（2026年度）～12年度（2030年度）（5年間）

2 第5次計画の概要

- 第4次計画では、5つの重点施策（※）に基づき各種事業を展開。消費生活相談体制整備をはじめとした各種取組を着実に推進。
 - ※①消費者被害の未然防止と早期救済の推進、②持続可能な社会に向けた取組の推進、③消費生活に関連する多様な課題への対応、④消費者教育の推進、⑤消費者行政を推進するための体制整備
- 近年、デジタル化の急速な進展、高齢化の進行、成年年齢の引下げなど消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者トラブルも複雑・多様化。
- 第4次計画の取組実績及び成果、消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、第5次計画では、4つの基本的方向性を定め、各種取組を実施。
 - 【基本的方向性1】消費者被害の未然防止と早期救済の推進
 - ・消費者被害の未然防止と早期救済の推進のため、県及び市町村の消費生活相談体制の整備や高齢者等の地域の見守り活動を推進
 - 【基本的方向性2】消費生活の安全・安心の確保
 - ・消費者の安全・安心確保のための法令に基づく検査・指導、取引適正化のための法執行、災害時等の注意喚起や情報提供を実施
 - 【基本的方向性3】消費者教育の推進
 - ・関係団体等と連携し、学校、地域、職域等の様々な場を活用し、ライフステージに応じた消費者教育を推進
 - 【基本的方向性4】消費者行政を推進するための連携体制の強化
 - ・基本的方向性1～3に基づく施策を推進するための関係機関との連携体制を強化

3 スケジュール

- | | |
|---------|---------------------|
| 令和7年12月 | 県議会（常任委員会）へ計画案を中間報告 |
| 12月 | パブリックコメント実施（30日間） |
| 令和8年3月 | 県議会（常任委員会）へ計画案を最終報告 |
| 3月 | 第5次熊本県消費者基本計画策定・公表 |

第5次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の概要について

第1章 消費者基本計画について

1 第5次消費者基本計画策定の趣旨

- 県では、消費者の利益の擁護と増進を図り、県民の消費生活の安定及び向上を目的とする「熊本県消費生活条例」に基づき、消費者施策の計画的な推進を図るため、「熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」を策定。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、条例第10条に基づく「熊本県消費者基本計画」であると同時に、消費者教育を総合的に推進するため、「消費者教育の推進に関する法律」第10条第1項に基づく「熊本県消費者教育推進計画」として策定。

3 計画期間

- 令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）（5年間）

第2章 第4次消費者基本計画の取組実績及び成果等

1 第4次消費者基本計画の概要

- 消費生活の安定と向上を目的に各種施策・事業を展開するために、5つの重点施策を設定。
 1. 消費者被害の未然防止と早期救済の推進
 2. 持続可能な社会に向けた取組の推進
 3. 消費生活に関連する多様な課題への対応
 4. 消費者教育の推進
 5. 消費者行政を推進するための体制整備

2 第4次計画の取組実績及び成果等

- 5つの重点施策に基づき各種事業を展開。消費生活相談体制整備をはじめとした各種取組を着実に推進。
- 設定したKPI（概ね5か年で到達すべき目標）のうち「消費者安全確保地域協議会の設置市町村の県内人口カバー率」や「消費生活相談員の資格保有率」などは目標を達成。一方、「消費生活相談員の研修参加率」や「出前講座実施数」などが目標未達成。

第3章 消費者行政をめぐる現状と課題

1 消費生活相談の現状

- 県及び市町村の消費生活相談窓口寄せられている相談件数は、近年、16,000件を超えて推移。
- 相談内容としては、インターネット通信販売や副業や投資に関するトラブルが多く寄せられており、60歳代以上が43.4%と高齢者の割合が多い傾向にある。

2 消費者行政を取り巻く環境の変化

- デジタル化の急速な進展、高齢化の進行、成年年齢の引下げなどにより消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者トラブルも複雑・多様化。

第4次消費者基本計画の総括

- ・ 第4次消費者基本計画では、消費生活相談体制の整備とともに、消費者被害の未然防止と早期救済の推進、持続可能な社会に向けた取組の推進、消費者教育の推進等を重点施策として着実に推進。新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨災害など緊急時の消費者被害の防止・救済に対応した。
- ・ 近年、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者トラブルも複雑・多様化。今後の消費者のぜい弱性の高まりに対応するため、消費者被害の未然防止と早期救済、消費者の安全・安心の確保、消費者教育に取り組んで行く必要がある。
- ・ 第5次消費者基本計画では、第2章の「第4次消費者基本計画の取組実績及び成果等」及び第3章の「消費者行政をめぐる現状と課題」を踏まえ、4つの基本的方向性を定め、それぞれの施策毎に必要な取組を推進。

第4章 第5次消費者基本計画の推進

基本的方向性	主な施策
1 消費者被害の未然防止と早期救済の推進 消費者被害の未然防止と早期救済の推進のため、県及び市町村の消費生活相談体制の整備や高齢者等の地域の見守り活動を推進	○ 県消費生活センターの専門的・広域的な機能の充実・強化 ○ 市町村の相談体制整備支援及び相談機能の強化支援 ○ デジタル化の進展に対応した消費生活相談の充実 ○ 配慮を要する消費者及びグローバル化の進展への対応 ○ 多重債務者に対する生活再生支援
2 消費生活の安全・安心の確保 消費者の安全・安心確保のための法令に基づく検査・指導、取引適正化のための法執行等、災害時等の注意喚起や情報提供を実施	○ 生命・健康等の安全・安心の確保 ○ 消費者取引の適正化 ○ 適正な表示の確保 ○ 生活関連物資等の安定確保 ○ 災害時等における消費生活の安心の確保
3 消費者教育の推進 関係団体等と連携し、学校、地域、職域等の様々な場を活用し、ライフステージに応じた消費者教育を推進	○ ライフステージに応じた消費者教育の推進 ○ 消費者教育の連携と人材育成 ○ 地域における高齢者等の見守り活動を担う人材育成支援 ○ 持続可能な社会の実現に向けた取組の推進
4 消費者行政を推進するための連携体制の強化 基本的方向性1～3に基づく施策を推進するための関係機関との連携体制を強化	○ 各分野における施策間の連携強化 ○ 関係機関との連携強化

成果指標	現状値（R6年度）	目標値（R12年度）
消費生活相談員の資格保有率	83%	90%以上
消費生活相談員の研修参加率	80%（R5年度）	100%（毎年度）
他部局と連携体制構築市町村数	38市町村	45市町村
高齢者等見守りネットワーク構築・参画市町村数	38市町村	45市町村
高校生等対象の消費生活出前講座実施回数	63回/年	110回/年
実践的な消費者教育実施高校等の数	82校（74.5%）	110校（100%）
講習等実施市町村数	27市町村（60%）	45市町村（100%）
食品ロス削減に取り組んでいる消費者の割合	95.8%（R7年度）	前年度比増

第5章 計画の推進に向けて

- ・ 庁内関係部局からなる消費者行政推進本部での協議・調整
- ・ 成果指標（KPI）を踏まえた各施策の実施状況の検証
- ・ 消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会への報告 等

熊本県食品ロス削減推進計画の改定について

令和 8 年 3 月 1 3 日

消費生活課

1 計画改定の趣旨

- 本県の食品ロス削減を総合的に推進し、持続可能な社会の実現を目指すための計画。
- 「食品ロス削減推進法」に基づき、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、令和 4 年（2022年）3月に策定。今回、計画期間満了に伴い、基本方針の変更等に合わせ改定。
- 計画期間は、令和 8 年度（2026年度）～1 2 年度（2030年度）（5年間）

2 計画の概要

○目標の設定

- ・「食品ロス削減に取り組んでいる消費者の割合」
令和 7 年度95.8%で長期目標90%以上を達成しているため、前年度比増加で再設定。
- ・「食品ロス発生量」
令和 7 年度中間目標の達成や国の削減率等を踏まえ、令和 1 2 年度までの長期目標を再設定。

長期目標（令和 1 2 年度）		今回計画改定（R7）
計画策定時（R3）		食品ロス発生量 41,706 トン
食品ロス発生量 43,136 トン		

○3つの取組の方向性に基づき食品ロス削減推進の施策を展開

- 【方向性 1】消費者等の意識改革・行動変容推進
- 【方向性 2】発生抑制及び有効活用取組推進
- 【方向性 3】県民運動の機運醸成（連携推進）

○重点施策として食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」を推進

- ①買い物時の「てまえどり」行動の推進
- ②外食時の「食べきり運動」の推進
- ③事業者参加の「フードドライブ」活動の推進
- ④消費者の意識を活かす「食ロスチェック」の実施

3 スケジュール

令和 7 年 1 2 月	県議会（常任委員会）へ計画案を中間報告
1 2 月	パブリックコメント実施（30日間）
令和 8 年 3 月	県議会（常任委員会）へ計画案を最終報告
3 月	熊本県食品ロス削減推進計画改定・公表

熊本県食品ロス削減推進計画（第2次）の概要について

第1章 食品ロス削減推進計画について

1 計画策定の背景

- 我が国の食品ロス発生量は年間464万トン。食料生産や輸送、廃棄に費やされた資源や労力、コスト等の浪費であり、その過程で排出されたCO₂により環境に負荷が生じている状況。
- 食品ロス削減は国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」にも位置付けられており、国は令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「法」という。）」を制定、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」を閣議決定し、食品ロス削減を国民運動として推進。

<国の目標>

- 食品ロス量を家庭系食品は、令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で半減。事業系食品は、60%削減。
- 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%。

2 計画の基本的な考え方

- 趣旨：食品ロス削減を総合的に推進し、持続可能な社会の実現を目指す。
- 位置付け：国の法に基づき、基本方針を踏まえ策定（第1次）。
今回、計画期間満了に伴い、国の基本方針の変更等に合わせ改定する。
- 計画期間：令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）（5年間）

第2章 熊本県における食品ロス等の現状と課題

1 食品ロス削減意識調査結果等

令和7年度の「食品ロス削減に取り組んでいる消費者の割合」は**95.8%**で目標（90%）を達成し、計画策定時（令和3年度、80.2%）より15.6ポイント増加。

2 熊本県の食品ロス発生状況（推計）

令和7年度（令和5年度推計値）の食品ロス発生量は、45,017トンで令和3年度計画策定時52,928トンより14.9%減少し、令和7年度目標49,752トンより9.5%減少。

3 本県の課題

- 消費者の食品ロス削減に関する意識改革・行動変容
 - 事業者の納品期限の緩和等商慣習見直しに係る普及啓発
 - 県民や事業者が所有する余剰食品を必要とする支援団体に届け、食品の有効活用ができる仕組みの充実
- ⇒
- 意識浸透が必要
 - 行動の実践が必要
 - 県民総参加の取組が必要

第3章 本県の目標

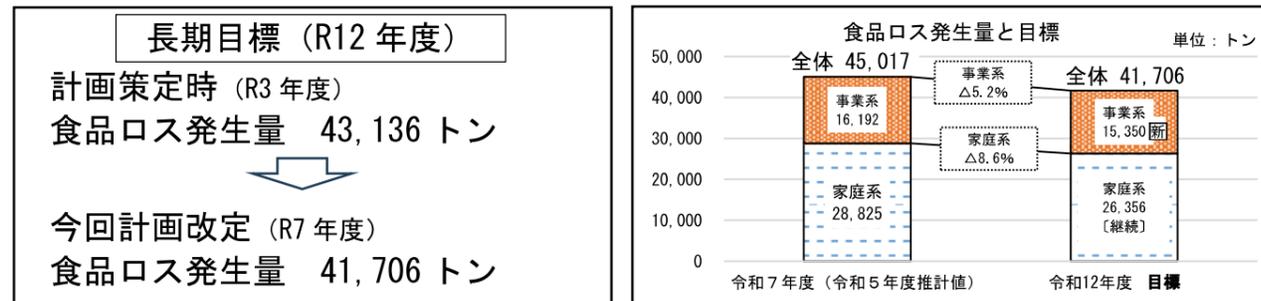
1 食品ロス削減に取り組んでいる消費者の割合を前年度より増加させる。（県民アンケート）

既に現状で長期目標90%以上を達成しているため、前年度比増加で再設定。

2 食品ロス発生量（現状）令和7年度 45,017トン（目標）令和12年度 41,706トン（△7.4%）

県民一人1日当たり 72 g/(人・日) ⇒ 県民一人1日当たり 67 g/(人・日)(△5 g削減)

令和7年度中間目標の達成や国の削減率等を踏まえ、令和12年度までの長期目標を再設定。



第4章 食品ロス削減推進に関する施策の展開

※下線は新規の取組

【方向性1】消費者等の意識改革・行動変容推進

- 食品ロス削減に係る消費者教育・普及啓発・広報の実施等
 - 主催イベント等での周知広報
 - 消費者教育を通じた意識改革・行動変容の推進
 - 買い物時の「てまえどり」行動の推進
 - 「くまもと食べきり運動」の推進、九州食べきり協力店登録推進
 - 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の普及啓発
 - 消費・賞味期限表示に係る普及啓発
 - 納品期限の緩和等商慣習見直しに係る普及啓発
 - こどもの食育活動や栄養相談等の取組推進
 - 「熊本県民食生活指針」を活用した食育の推進
 - 学校の教科等を通じた教育活動の実施
 - 食品ロス削減月間に係る広報啓発等の実施

【方向性2】発生抑制及び有効活用の取組推進

- 事業者等と連携した食品ロス発生抑制等に関する施策の推進
 - 買い物時の「てまえどり」行動の推進（再掲）
 - 「くまもと食べきり運動」の推進、九州食べきり協力店登録推進（再掲）
 - 消費・賞味期限表示に係る普及啓発（再掲）
 - 納品期限の緩和等商慣習見直しに係る普及啓発（再掲）
 - 学校教育における食育推進の実施、学校給食の残食率の把握
 - 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の普及啓発
- 未利用食品の有効活用の推進
 - ホームページ等を活用した食品を必要とする支援団体の情報提供
 - 「フードドライブ」活動推進
 - 災害用備蓄食料の有効活用
 - 食材の寄附に係る企業等と子ども食堂とのマッチング支援
 - 「食品寄附ガイドライン」の普及啓発

【方向性3】県民運動の機運醸成（連携推進）

- 県計画に基づく各主体の連携した取組の推進
 - 「食ロスチェック」の実施
 - 市町村の取組推進、計画に係る事業の進捗管理の実施
- 食品ロス削減に向けた情報の収集・共有
 - 国の動きや、先進的な取組等の情報収集、共有

4つの行動を食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』として重点的に推進します

①「てまえどり」推進 ②「食べきり運動」推進 ③「フードドライブ」活動推進 ④「食ロスチェック」実施

第5章 計画の推進に向けて

1 推進に向けた連携・協力

「熊本県食品ロス削減推進会議」において協議、調整を図り、各種団体で構成される「ゼロカーボン社会・くまもと県民会議」等と連携して、県民一体となって食品ロス削減に取り組む。

2 計画の進行管理

庁内関係部局で毎年関連事業の進捗状況を確認するとともに熊本県消費生活審議会へ報告。

第6次熊本県男女共同参画計画

《概要版》

すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、県民一体となって取り組むべき指針となる「第6次熊本県男女共同参画計画」を策定しました。

【計画の期間】

令和8年（2026年）4月から令和13年（2031年）3月までの5カ年間

【基本目標（キャッチフレーズ）】

「そういうもんだ」はもう終わり。

楽しく自分スタイルで輝ける熊本へ

【基本方針】

①多様な幸せ（well-being）の実現に向けた価値観の醸成

②自分らしく生きられる社会環境の整備・充実

③計画推進のための体制の整備・強化

基本方針1 多様な幸せ (well-being) の実現に向けた価値観の醸成

(1) ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

育児や介護などのライフイベントに際しても両立のしづらさを感じることなく働き続け、個性と能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減とともに多様で柔軟な働き方を促進します。また、固定的性別役割分担意識の解消や男性の家事・育児参画の促進、多様な子育て支援サービスや放課後児童クラブの充実、仕事と介護の両立支援により、誰もが希望する働き方を選択できる社会をめざします。

(2) あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政治や行政、教育の各分野で女性の参画を拡大し、議会議員や審議会委員、行政や学校現場の管理職など、政策・方針決定過程への女性登用を進めます。さらに、企業経営への参画や起業の支援により、経済分野での女性活躍を促進します。また、理工系分野や女性が少ない専門領域においても人材育成と参画を後押しし、将来にわたりあらゆる分野で女性が力を発揮できる環境づくりを進めます。

(3) 女性の所得向上と経済的自立の実現

女性の所得向上と経済的自立の実現に向けて、ポジティブ・アクションの推進等により、男女の均等な機会を確保します。また、非正規雇用から正社員への転換や待遇改善を推進するとともに、テレワークやフレックスタイム制など多様な働き方の環境整備とスキル習得等による再就職支援に取り組みます。さらに、ハラスメント防止に向けた啓発や相談体制の充実を図ります。

(4) 農林畜水産業における男女共同参画の推進

本県の主要産業である農林畜水産業の発展や農山漁村の活性化に向け、重要な担い手である女性が持つ地域とのつながりや消費者感覚等の視点を生かし、政策・方針決定の場への参画を促進するとともに、女性リーダーの育成や経営への主体的参画、仕事と生活の両立が可能な環境づくりを推進します。

(5) 生涯を通じた健康への支援

男女にはそれぞれ異なる健康課題があるため、性差に応じた継続的かつ総合的支援を進めます。特に女性はライフステージごとに心身の状況が変化することを踏まえ、段階に応じた情報提供の充実、がん検診の受診環境整備、妊娠・出産、不妊治療、更年期の支援、フレイル予防対策等に取り組みます。また、男性に多い生活習慣病リスクや孤独・孤立への対策にも取り組みます。職場では女性の健康に関する相談体制の構築や研修・啓発により、柔軟な働き方の導入や仕事と健康の両立を促進します。

(6) ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

性犯罪・性暴力、DV、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等のジェンダーに基づくあらゆる暴力が犯罪であり、重大な人権侵害であることを社会全体で共有し、これらを容認しない社会基盤の形成に向けた啓発を推進します。そのため、誰もが安心して相談できる窓口や支援体制の整備、民間支援団体との連携、関係機関における人材の育成を図るとともに、若年層に対する被害者にも加害者にもならないための教育・啓発、被害者のプライバシー保護と二次被害防止、被害者の多様なニーズに対応した切れ目ない支援等に取り組みます。

(7) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

貧困等生活上の困難に直面する女性等に対し、相談支援や就労支援など必要な支援を総合的に実施するとともに、多様性を尊重し、あらゆる人が安心して暮らせる環境の整備を進めます。

(8) 防災・復興における男女共同参画の推進

男女が災害から受ける影響の違いや女性の生活ニーズ、安全確保に配慮し、防災・復興の全段階で女性の意見が意思決定過程に反映されるよう取り組むとともに、地域の多様な主体と連携した防災力の強化を図ります。また、防災・復興の現場における女性の参画拡大をはじめ、女性防災人材の育成、ネットワークの構築・拡大等による女性の視点も反映した防災体制の整備を推進します。

基本方針2 自分らしく生きられる社会環境の整備・充実

(1) 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進

固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた啓発や意識改革を促進します。また、若者や女性が多様な活動に参画できる暮らしやすい地域づくりにより、若者や女性に選ばれる地域をめざします。あわせて、地域の意思決定の場への女性の参画促進や、リーダーとなる女性の育成やネットワーク形成を支援します。

(2) 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

固定的性別役割分担意識や仕事と家庭の両立等の悩みを抱える人が、性別にとらわれず、個性と能力を發揮できる生き方を選択できるよう、相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携を強化します。

(3) 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

こどもから大人までの発達段階、ライフステージに応じた教育やキャリア教育、生涯学習や能力開発を充実させるとともに、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた気運醸成を図ります。また、多様なメディア・コンテンツを活用した戦略的な広報活動や、メディアリテラシー向上のための啓発・学習機会の充実、人権を尊重した情報発信の徹底を図ります。

基本方針3 計画推進のための体制の整備・強化

(1) 県・市町村の推進体制の強化、国との連携

関係部局が緊密な連携を図るとともに、県のあらゆる施策において男女共同参画・ジェンダー平等の視点を反映させるジェンダー主流化を推進します。また、県内各地において地域の実状に応じた施策が展開されるよう、市町村の主体的な取組を支援します。加えて、国が実施する施策や交付金の活用等にも取り組みます。

(2) 企業や各種団体等との連携

民間企業や男女共同参画を推進する団体と協働するとともに、「熊本県女性の社会参画加速化会議」の取組を通じて、女性の活躍推進に向けた施策を進めます。また、くまもと県民交流館パレア男女共同参画センターの機能強化とともに、県内外の関係機関との連携を深め、地域における推進体制の充実を図ります。

【第6次熊本県男女共同参画計画に掲げる成果目標一覧】

成果目標	R12年度目標
県内事業所における男性の育児休業取得率	50%
女性の社会参画加速化自主宣言を行った事業所・団体等の数	250事業所・団体等
県の審議会等における女性委員の登用率40～60%を満たす審議会の割合	80%
市町村の審議会等委員に占める女性の割合	30%
県知事部局における役付職員(課長級以上)全体に占める女性の割合	特定事業主行動計画に定める
市町村における女性役付職員(課長級以上)の割合	20%
県内事業所における管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	25%
女性経営参画塾修了生による女性ネットワークへの参加者数	230人
教職員における管理職(校長、副校長及び教頭)に占める女性の割合 ※小学校に義務教育学校の前期課程、中学校に義務教育学校の後期課程を含む	特定事業主行動計画に定める (小学校／中学校／高校等)
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む県内事業所の割合	55%
県内企業における所定内賃金の男女格差指数	80%
農業協同組合理事に占める女性の割合	15%
女性委員が登用されていない農業委員会数	0組織
農家数に占める家族経営協定締結農家数の割合	40%
認定農業者に占める女性認定農業者の割合	20%
健康づくりに取り組む企業・団体数(「くまもとスマートライフプロジェクト応援団」登録数)	3,000団体
大学、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校におけるDVや性暴力等の未然防止教育の実施	10万人
生命(いのち)の安全教育実施率	100%
妊娠満11週以内の妊娠届出率	100%
消防団員における女性の割合	5%
固定的性別役割分担意識に同感しない県民の割合	85.0%
熊本県における10～20代の人口に対する転出超過数の割合	男性 0.8%／女性 0.8%
自治会長に占める女性の割合	5%
公立小・中・高等学校・特別支援学校PTA会長に占める女性の割合	20%
男女共同参画に関する視点を取り入れた校内研修を実施した学校(公立小・中・高校)の割合	100%
男女共同参画計画の策定を行っている市町村の割合	100%
男女共同参画計画の進捗管理を行っている市町村の割合	100%
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	100%

国家戦略特区 家事支援外国人受入事業の実施について

令和8年（2026年）3月13日

商工政策課

1 事業の概要について

国家戦略特区制度を活用し、国の機関と県で構成する第三者管理協議会（※）による厳格な管理の下、県内において家事支援サービス事業者に雇用される外国人の入国・在留が可能となる事業で、先行して、東京都、神奈川県等6都府県において実施中。

本事業を運用することで、県内における家事支援サービスの充実が見込まれ、これにより子育て世代の仕事と育児の両立を図る。

（※）第三者管理協議会のイメージ図



◇特定機関（受入企業）の要件

- ・経済的基礎を有していること
- ・3年以上の家事支援サービス事業実績 等

◇外国人家事支援人材の要件

- ・満18歳以上
- ・活動に必要な日本語能力
- ・本国における研修修了
- ・実務経験1年以上

◇第三者管理協議会の役割

- ・特定機関の基準適合性の確認
- ・特定機関からの報告の受理
- ・特定機関の監査（※）・指導 等

※定期（年1回）及び随時（重大問題発生時等）実施

2 事業の経過について

- 令和7年9月 国家戦略特区（産業拠点形成連携「絆」特区）として事業認定
- 令和8年2月 熊本県第三者管理協議会（以下、協議会）設置に向けた協議の開始
- 令和8年3月 協議会設置
- 〃 特定機関（受入企業）の確認申請受付開始（予定）

3 家事支援サービス提供等に関する今後の流れについて

- 特定機関（受入企業）の確認申請受付後、協議会において基準適合性を確認
- 特定機関において、要件を満たした外国人家事支援人材の受入れ手続き
- 特定機関において、家事支援サービスの提供開始
- 特定機関は、外国人材の受入れ（随時報告）やサービスの利用状況（定期報告）等を協議会に報告
- 協議会は、定期監査や必要と判断した場合には随時監査を行い、是正措置を求める

1 アクションプランの趣旨、位置づけ、計画期間

- 全国的に、外国人住民の急増により、住みよい環境を維持できるのかといった不安の声があります。一方、熊本県では、各産業や地域社会の貴重な担い手として、多くの外国人材が活躍されており、こうした方々は、熊本県の活力を維持するうえで必要不可欠な存在です。
- このような中、熊本県では、**日本人住民も外国人住民も安全・安心に暮らせる共生社会の実現**を目指すため、本プランにおいて、熊本県の取組みや今後の方向性について見える化を図り、外国人住民との共生に係る諸課題に対応していきます。
- 本プランは、令和6年(2024年)12月に策定された「くまもと新時代共創基本方針」及び「くまもと新時代共創総合戦略」(以下、「熊本県の基本方針」という)に記載の **多文化共生社会の実現** や **外国人材の受入環境整備** について、**熊本県外国人材との共生推進本部における各部局の取組みを体系的にとりまとめたもの**として策定しました。
- 計画期間は、令和7年度(2025年度)の策定日から令和9年度(2027年度)までの期間とします。

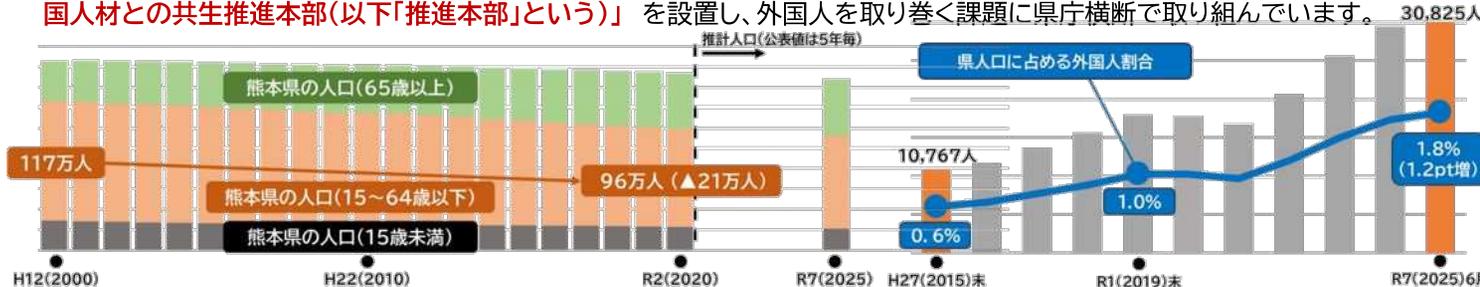
2 現状、課題

■ 現役世代の減少と外国人住民の増加

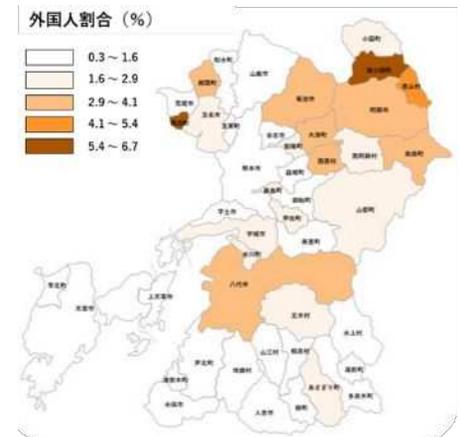
- 日本全国では、15～64歳の人口が令和2年(2020年)までの20年間で、約1,130万人減少し、今後も減少が見込まれる一方で、外国人住民数は、約76万人増加し、今後も増加が見込まれます。
- 熊本県も、15～64歳の人口が令和2年(2020年)までの20年間で、約21万人減少(図1)。一方で、熊本県の外国人住民数は 約3万人(熊本県人口に占める外国人住民の割合は 約1.8%)と、10年前と比較して約2万人増加しました(図2)。外国人住民の割合を市町村別にみると、**県北や八代地域で高い傾向**です(図3)。
- 熊本県では、市町村や企業から外国人に関する課題を収集し、**多文化共生**や**外国人材受入**に関して、**多様な課題がある**ことが分かりました。

■ 外国人の受入に関する取組みの拡大

- 国は、令和7年(2025年)7月、外国人施策の司令塔となる事務局組織として、「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置し、外国人を取り巻く課題に、省庁横断で取り組んでいます。また、令和8年(2026年)1月には、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を新たに取りまとめ、「**既存のルール**の遵守、**各種制度の適正化に向けた取組**」「**土地取得等のルール**の在り方を含む、**国土の適切な利用及び管理に向けた取組**」を追加し、国民の安全・安心のための取組みを強化しました。
- 令和9年度(2027年度)からは、**育成就労制度**が導入され、**長期雇用が可能**となるなど、地域産業を支える不可欠な人材としての活躍が期待されますが、外国人材側に「**本人意向による転籍**」が条件付きで認められることから、より良い職場環境を選べるメリットがある一方、地方から**大都市圏へ外国人材が流出**する可能性があります。
- 熊本県は、令和6年(2024年)9月、外国人から「選ばれる熊本」と多様性に富んだ「開かれた熊本」を目指すため、「**熊本県外国人材との共生推進本部**(以下「**推進本部**」という)」を設置し、外国人を取り巻く課題に県庁横断で取り組んでいます。



(図1) 年齢3区分の人口推移と外国人住民数(熊本県)



(図3) 県内各市町村の外国人住民割合

(図2) 外国人住民の推移(熊本県)

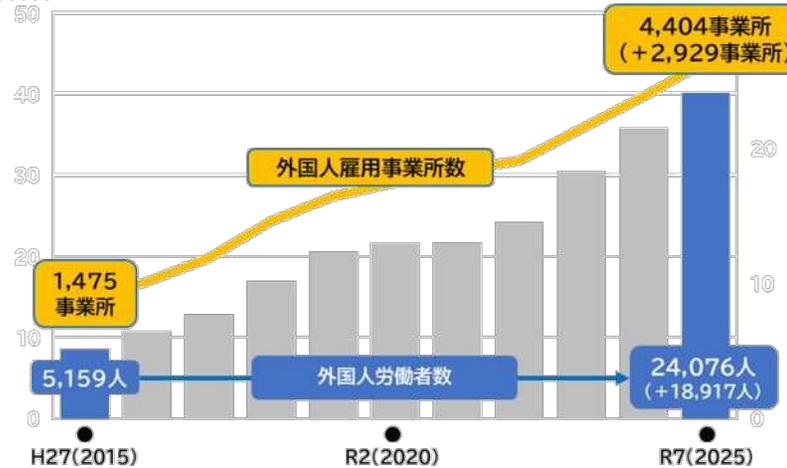
熊本県外国人材との共生推進アクションプラン(案)【概要】

経済環境常任委員会報告資料⑨
令和8年(2026年)3月13日 商工政策課

2 現状、課題(つづき)

■ 熊本県における外国人労働者・雇用事業所の増加

- 令和7年10月末時点の熊本県の外国人労働者数は**24,076人**で過去最高を更新し、この10年間で、約1.9万人増加しました(図4)。
- また、外国人雇用事業所数も、**4,404事業所**で過去最高を更新し、この10年間で、約2,900事業所増加しています。
- ただし、技能実習から特定技能1号へ移行した際に**転出超過**の状況で、令和7年6月末時点で、熊本県は**全国ワースト5位**となっており、外国人材の**県内への定着**が課題となっています(図5)。



(図4) 外国人労働者数と外国人雇用事業所の推移

転出超過

	転出超過	転出	転入
①広島県	△ 1,195	1,969	774
②北海道	△ 1,171	1,973	802
③鹿児島県	△ 863	1,210	347
④岡山県	△ 821	1,453	632
⑤熊本県	△ 744	1,333	589

転入超過

	転入超過	転出	転入
①埼玉県	2,362	1,841	4,203
②神奈川県	1,919	1,229	3,148
③東京都	1,784	1,088	2,872
④千葉県	1,759	1,870	3,629
⑤大阪府	1,698	1,680	3,378

(図5) 技能実習から特定技能1号へ移行時の転出入の状況

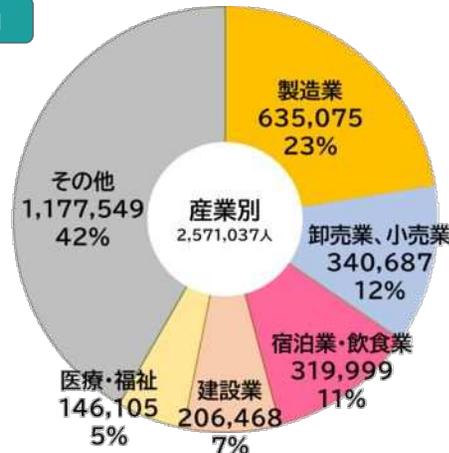
■ 熊本県は「製造業」・「農業、林業」の割合が高い

- 熊本県の外国人労働者について、産業別にみると、「製造業」、「農業、林業」、「卸売業、小売業」が多く、「**農業、林業**」は全国的にみても**高い割合**となっています(図6)。
- 職業安定所毎にみると、**八代所管内は「農業・林業」、菊池所・球磨所管内は「製造業」**が5割以上を占めるなど、地域毎の特徴もみられます(図7)。

熊本県



全国



(図6) 産業別外国人労働者数の割合

	1位	2位	3位
全県	製造業(27.9%)	農業・林業(22.7%)	卸売業・小売業(10.7%)
熊本	卸売業・小売業(22.7%)	製造業(13.8%)	建設業(13.6%)
八代	農業・林業(73.4%)	製造業(9.2%)	医療、福祉(6.0%)
菊池	製造業(57.8%)	農業・林業(10.4%)	建設業(9.1%)
玉名	製造業(36.3%)	農業・林業(34.2%)	建設業(9.3%)
天草	製造業(43.6%)	医療、福祉(19.0%)	卸売業・小売業(10.0%)
球磨	製造業(53.6%)	医療、福祉(14.8%)	建設業(9.3%)
宇城	製造業(35.2%)	農業・林業(21.1%)	建設業(16.6%)
阿蘇	農業・林業(30.0%)	宿泊業、飲食サービス業(26.2%)	医療、福祉(11.0%)
水俣	医療、福祉(46.6%)	建設業(18.4%) 製造業(18.4%)	-

(図7) 職業安定所別外国人労働者数

令和2年7月豪雨被災事業者の再建状況等 に係る調査結果について

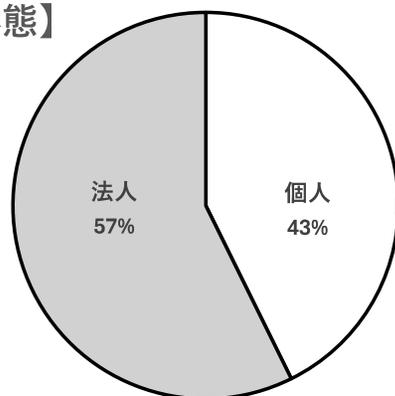
令和8年3月
商工振興金融課

1 調査の概要

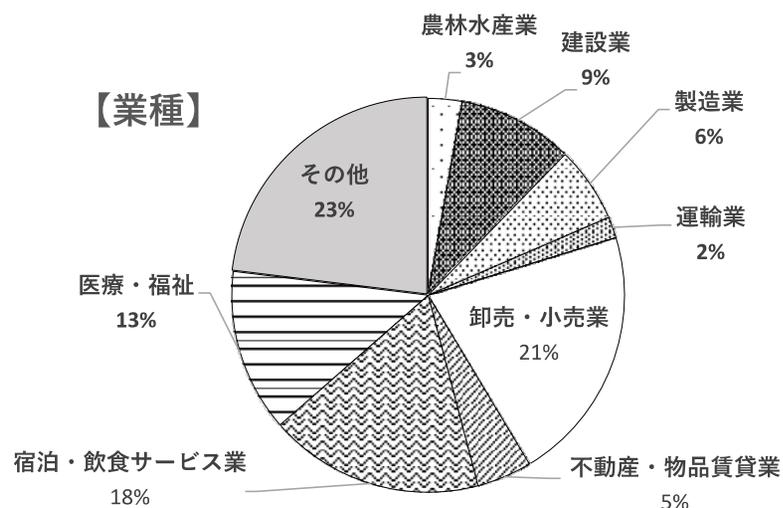
令和2年7月豪雨被災事業者の再建状況や現在の経営状況、課題等を把握するためのアンケート調査を令和3年度より実施

- 調査対象 令和2年7月豪雨災害により罹災・被災証明書を発行した事業者
※令和6年度までの調査で「廃業した」と回答した事業者を除く
- 調査期間 令和7年8月～11月
- 調査時点 令和7年8月1日時点
- 調査方法 QRコードを利用した電子申請システムでの回答
- 回答率 40.1% (1,158事業者のうち、464事業者が回答)
- 回答者の属性

【事業形態】

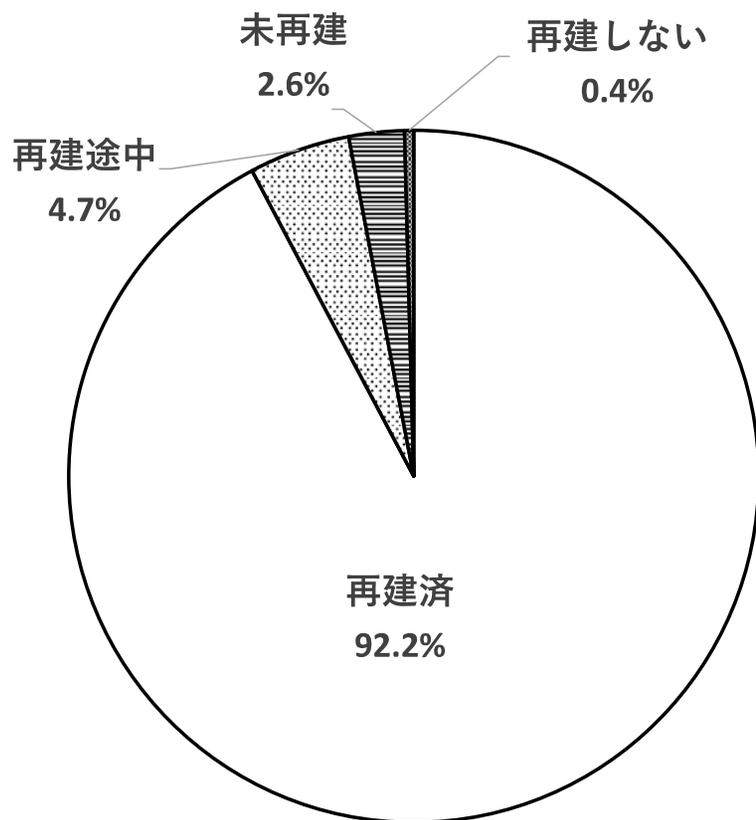


【業種】



2 事業の再建状況

- 「再建済」が 92.2%、「再建途中」が 4.7%
- 一方で、公共事業の影響等により未だ再建できていない被災事業者や、資金面の問題等を理由に再建しない被災事業者が存在



	事業者数	割合
再建済	428	92.2%
再建途中	22	4.7%
未再建	12	2.6% ※1
再建しない	2	0.4% ※2
計	464	100.0%

※1 再建の支障となっている主な課題（複数選択可）

- ・ 公共工事の終了後でないと着手できない 5者
- ・ 資金が手当てできない 4者
- ・ 収益の見通しが立たない 3者
- ・ 再建場所が決まらない 1者
- ・ 事業承継者がいない 1者

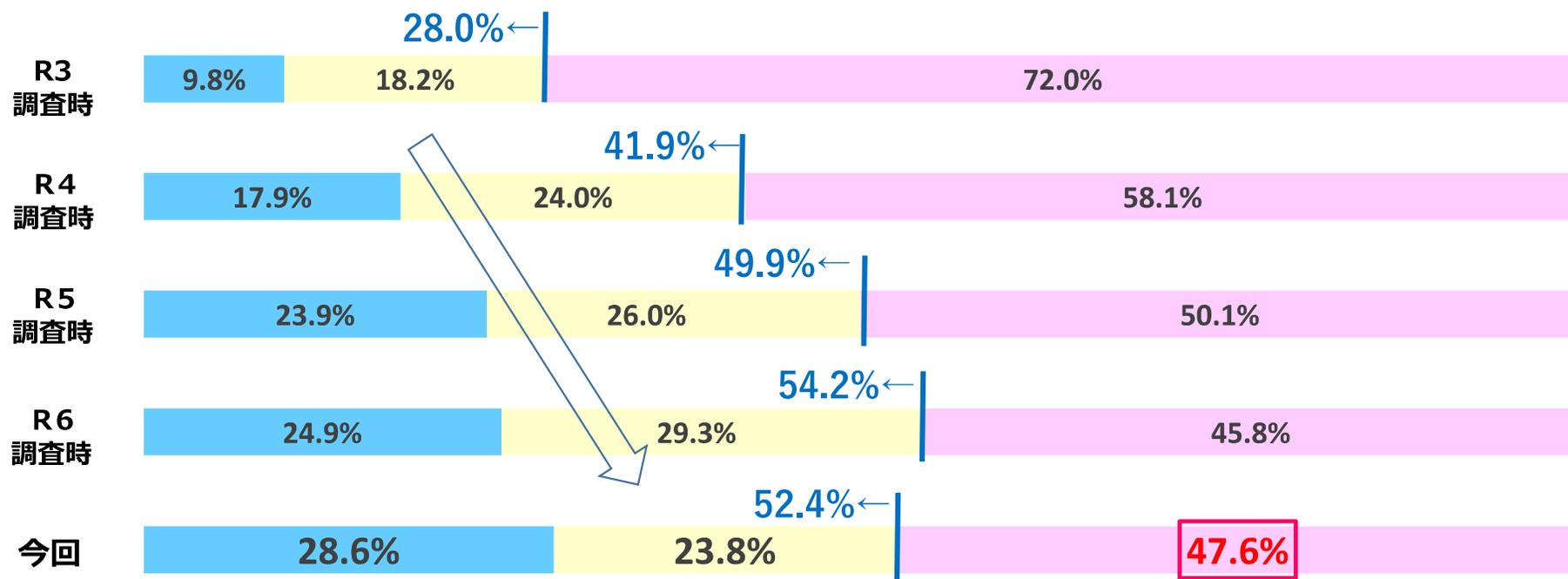
※2 再建しないと判断した理由

- ・ 資金が手当てできない 2者

3 売上の状況（全業種）

- 回復傾向にはあるものの、豪雨災害前の水準まで売上が回復していない被災事業者が約半数に及んでいる

【豪雨災害直前の決算期と直近の決算期との売上比較】



■ 増加 ■ 変化なし ■ 減少

売上減少の要因上位5つ（複数選択可）

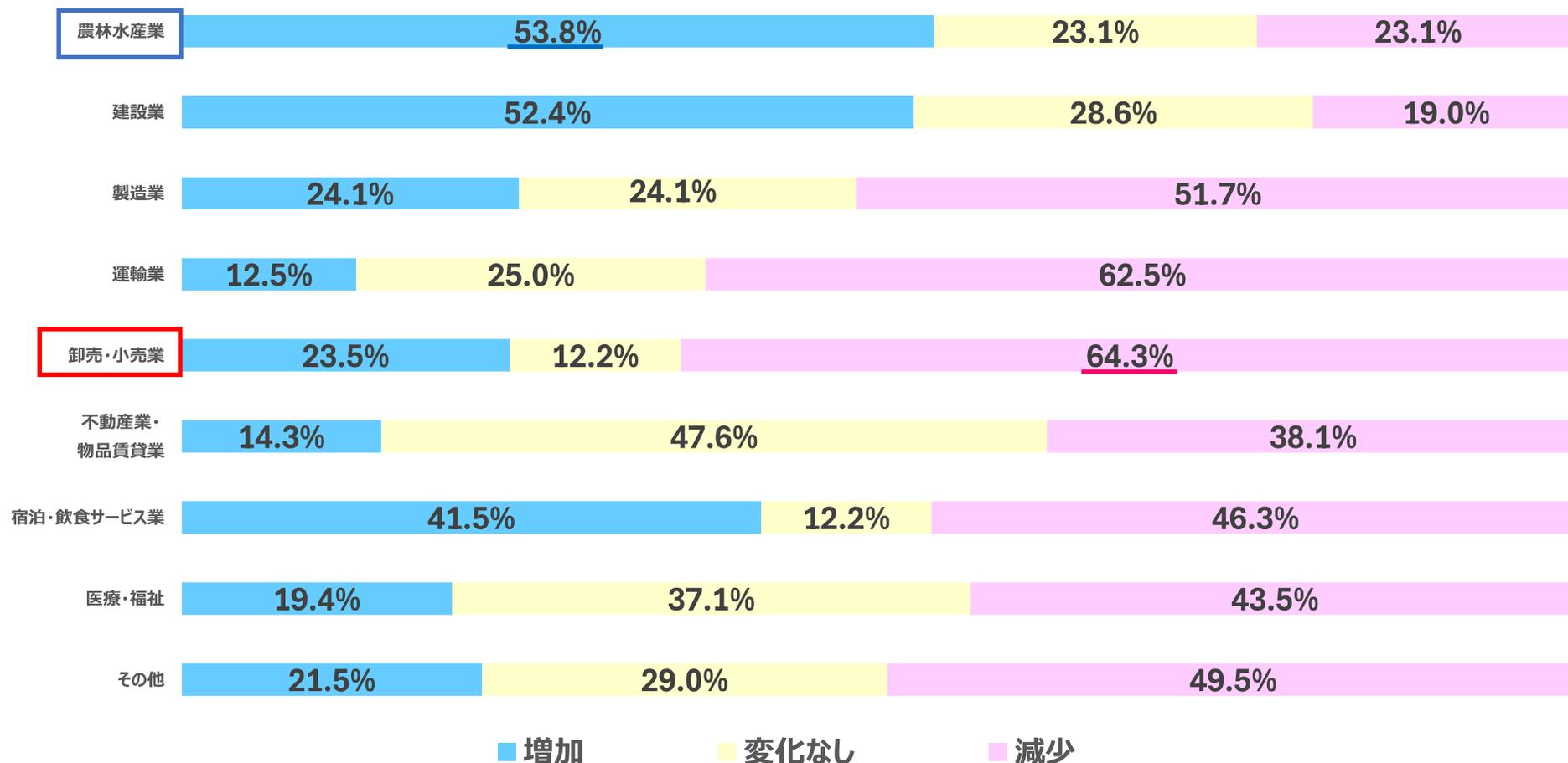
- ・ 既存の顧客・取引先の喪失 134者
- ・ 事業内容（時間、店舗規模等）の縮小 61者
- ・ 従業員の不足 39者
- ・ 事業資金の不足 26者
- ・ 原材料・資材等の不足、インフラ整備の遅れ 19者

4 売上の状況（業種別）

- 豪雨災害前の水準よりも売上が**増加**している事業者は「**農林水産業**」、「**建設業**」で多く、**減少**している事業者は「**卸売・小売業**」、「**運輸業**」が多い

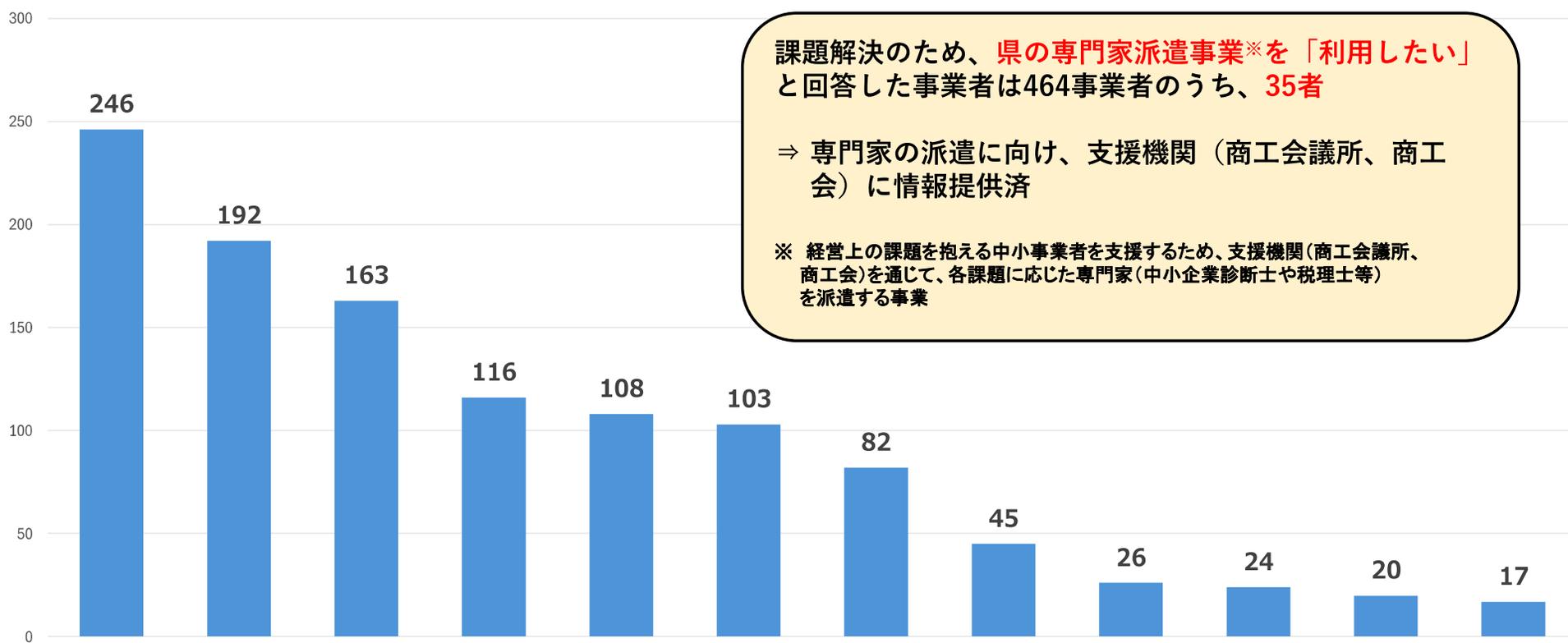
【豪雨災害直前の決算期と直近の決算期との売上比較】

※構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない



5 経営上の課題

- 現在、直面している経営上の課題について、**半数以上の被災事業者が「原材料・資材・仕入れ等価格の高騰」と回答**（重要度の高いものから3つ以内で選択）



課題解決のため、**県の専門家派遣事業※**を「利用したい」と回答した事業者は464事業者のうち、**35者**

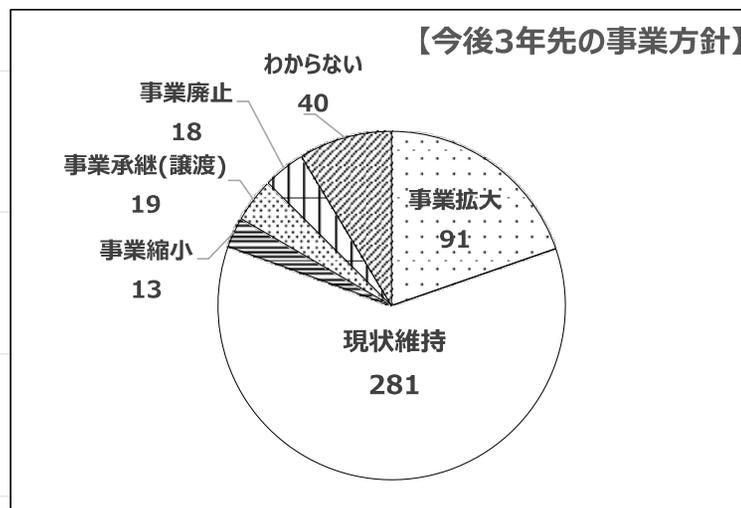
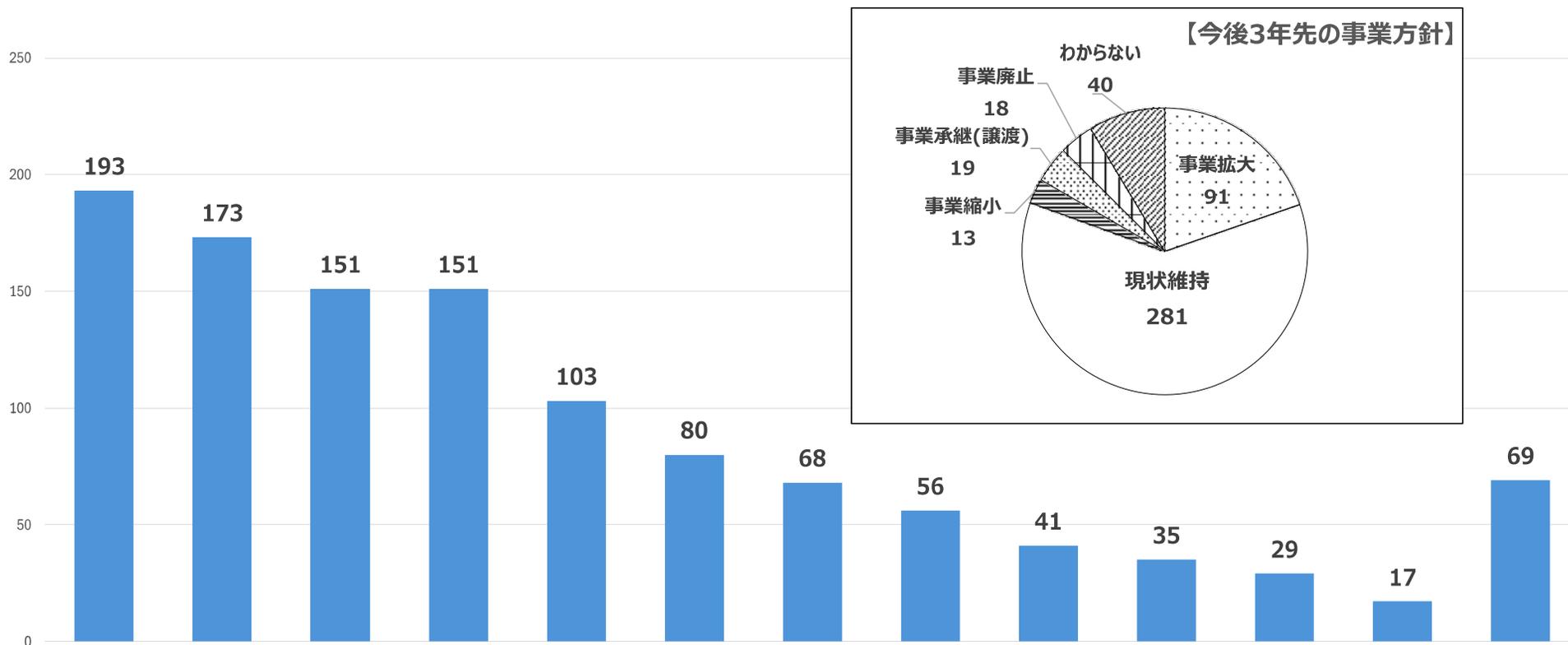
⇒ 専門家の派遣に向け、支援機関（商工会議所、商工会）に情報提供済

※ 経営上の課題を抱える中小事業者を支援するため、支援機関（商工会議所、商工会）を通じて、各課題に応じた専門家（中小企業診断士や税理士等）を派遣する事業

課題	原材料・資材・仕入れ等価格の高騰	従業員の確保・育成	顧客・取引先の確保・開拓	顧客・取引先の喪失・減少	人件費の高騰	資金繰り	後継者の確保・育成、事業承継	価格交渉・価格転嫁の難航	その他	新製品・技術・サービスの開発	SNS等を活用した宣伝	その他デジタル化（電子決済、ペーパーレス化等）
選択した割合	53.2%	41.6%	35.3%	25.1%	23.4%	22.3%	17.7%	9.7%	5.6%	5.2%	4.3%	3.7%

6 必要とする支援策

- どのような支援が必要であるかについて、「光熱費や物価の高騰」「仕入価格の高騰」「従業員の確保」「税制の優遇」の順で支援を望む回答が多い（複数選択可）



課題	光熱費や物価の高騰に対する支援	仕入価格の高騰に対する支援	従業員の確保に対する支援	税制の優遇	資金繰りに対する支援	販路拡大に対する支援	デジタル化、ITツールの活用に対する支援	後継者確保・事業承継に対する支援	生産性向上に対する支援	新分野・異業種への進出、業態転換に対する支援	新製品・技術・サービスの開発に対する支援	その他	必要なし
選択した割合	41.8%	37.4%	32.7%	32.7%	22.3%	17.3%	14.7%	12.1%	8.9%	7.6%	6.3%	3.7%	14.9%

7 今後の対応

- **公共事業の影響により、未だ「なりわい再建支援補助金」を申請できない被災事業者がおられるため、再建が完了するまで本補助金を継続**
- **被災事業者の売上回復に向け、個々の課題に応じた専門家の派遣を継続するほか、賃上げ原資の確保をはじめ経営課題の解決に前向きに取り組む小規模事業者を支援する「くまもと型応援補助金」により、経営の改善や生産性の向上を後押し**
- **調査結果を市町村や支援機関(商工会議所、商工会)と共有し、上記の補助金の他、喫緊の課題である事業承継も含め、国や県の様々な補助制度を活用するなどにより、引き続き被災事業者に寄り添った伴走型支援を実施**

熊本県の観光消費額について

令和 8 年(2026 年)3 月 13 日

観光振興課

1 概要

本県では、観光地の高付加価値化を図り、観光客の満足度を高め、観光消費を促す取組みを推進する観点から、「くまもと新時代共創総合戦略」及び「ようこそくまもと観光立県推進計画（2024-2027）」において、「観光消費額」を数値目標（目標値：3,750 億円(2027 年)）としている。

また、観光客の動向を捉えた延べ宿泊者数、延べ入込客数及び観光消費額を整理した観光統計表を毎年公表している。

2 本県の観光消費額について

(1) 令和 6 年(2024 年)観光消費額

		観光消費額	構成比
合計		3,796億円	100.0%
内訳	日本人	2,891億円	76.2%
	外国人	905億円	23.8%

- 令和 6 年の観光消費額は、3,796 億円（前年比 1.7%増加）となり、過去最高を更新した。観光消費額が増加した主な要因は、国内客と比べて消費額単価の高い外国人観光客の増加（令和 6 年外国人延べ宿泊者数：147 万人（前年比 47.1%増加））に加え、物価高騰による観光消費額単価の上昇が寄与したものと考えられる。
- 一方、日本人の観光消費額は減少（前年比 10.4%減少）しており、その要因は、旅行マインドの低下などにより、日本人延べ宿泊者数が減少（前年比 10.7%減少）したことが影響したものと考えられる。

(2) 今後の取組み

- 観光消費額を増加させるためには、「①観光消費額単価の引き上げ」と「②国内観光客数の増加」を図る必要がある。

①観光消費額単価の引き上げ

国際情勢などの外的要因による影響を受けやすいリスクもあるが、観光消費額単価の高い外国人観光客のニーズを踏まえた付加価値の高いコンテンツや旅行商品の造成が必要。

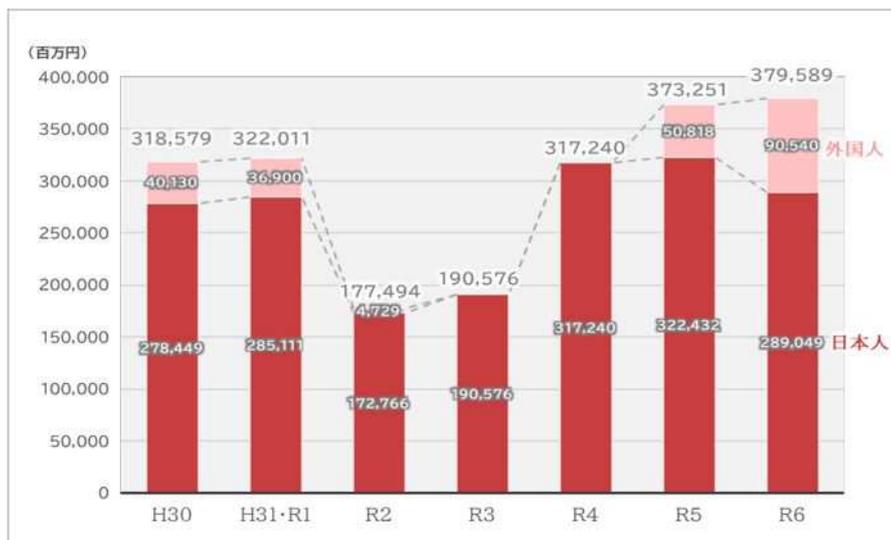
②国内観光客数の増加

本県の延べ宿泊者数の8 割以上を占める日本人観光客の着実な誘客を図るために、戦略的な誘客プロモーションを行い、新規旅行者に加えリピーターの獲得も必要。

- これらを踏まえ、今年 7 月～9 月に開催する「熊本デスティネーションキャンペーン」における取組みを中心に、観光資源の磨き上げや高付加価値化・効果的な情報発信などを行い、観光消費額の増加につなげていく。

3 観光消費額の推移

①観光消費額 -日本人・外国人別-



②観光消費額単価

(円)

区分	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	対前年	
			増減額	増減率
日帰り客	5,787	5,209	▲578	▲10.0%
宿泊客	36,770	38,656	1,886	+5.1%

③延べ入込客数

(千人)

	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	対前年	
			増減数	増減率
延べ入込客数	47,759	48,289	530	+1.1%

④延べ宿泊者数

(千人)

	令和5年 (2023年)	令和6年(2024年) 構成比	対前年	
			増減数	増減率
日本人	7,399	6,608 81.8%	▲791	▲10.7%
外国人	1,001	1,472 18.2%	471	+47.1%
計	8,400	8,080 100.0%	▲320	▲3.8%

新野球場の整備に係る移転候補地の提案募集の実施について

令和8年（2026年）3月13日
観光文化部スポーツ交流企画課

- 昨年9/22の県議会定例会において知事が表明しました県有スポーツ施設の整備の方向性のうち、藤崎台県営野球場については『移転再整備』としました。
- この方向性に基づき、年度内に移転候補地の提案募集を開始することとしておりますので、当該提案募集の内容について御報告いたします。

【熊本県新野球場（仮称）整備移転候補地等に関する提案募集要項】

概 要

1. 新野球場のビジョン及びコンセプト（案）

（1）ビジョン（新野球場の整備によって実現したいこと）

▶ スポーツを通じたくまもと新時代の創造

官民共創により、本球場が多方面において県勢を発展させ、くまもと新時代を創造する基盤となり、県民に夢や感動を与え、地域に活力をもたらす拠点となることを目指す。

（2）コンセプト（ビジョン実現のために目指す施設のイメージ）

- ・ 「スポーツをする」環境と「スポーツをみる」環境の両面が充実した施設
- ・ 日ごろから人が集い、賑わいが創出されるなど、「施設を楽しむ」複合的な機能が充実した施設
- ・ 「まちづくりの拠点」としての機能が充実した施設

2. 新野球場に求める規模・機能（案）

- ・ 野球場（フィールド）は、両翼100m以上／中堅122m以上で、人工芝とする。
- ・ 収容人数は、20,000人以上とする。
- ・ 屋内練習場（別棟（50m×50m程度）、野球場内部）を整備する。
- ・ 日常的に県民が利用でき、興行時にはキッチンカー等の乗り入れが可能な広場や、ランニング等で周回利用できる動線（ランニングコース等）を整備する。
- ・ 駐車場は、普通乗用車で1,000台程度駐車可能な大きさとする。

3. 提案資格者

県内の市町村

裏面あり

4. 提案に当たっての条件

- 「駅近・街中」であること。
- 整備の際には、土地を市町村が自らの負担で確保すること。
- 受益の程度に応じて、土地の確保に要する経費の他、整備費（建設に要するもの）や維持管理運営費の一部を負担すること。
- 整備に連動した独自の取組みを実施することに努めること。

5. 審査方法及び移転候補地の決定方法等

- 学識経験者等で構成する審査会で審査を行う。
- 総合的な評価を行い、最も高評価の移転候補地を審査会の選定案とする。
- 県は審査会の選定案を踏まえ、移転候補地を決定する。

6. 審査基準

審査項目	観点
まちづくりの考え方	▪ ビジョンとの整合、提案市町村において行う取組み等による県勢への効果及び実現性
移転候補地の条件	▪ 駅近・街中の程度や安全性、インフラなどの都市機能や交通アクセスの充実の程度
用地確保の見込み	▪ 用地確保の時期、実現性
費用負担	▪ 費用負担の内容
独自の取組み等	▪ 市町村独自の取組み等による新野球場の魅力向上への効果及び実現性

7. 基本協定の締結

- 県は、決定した移転候補地に係る提案市町村と基本協定を締結する。
- 基本協定に基づき、具体的な協議を行いながら、新野球場の整備を担う事業者等の選定、設計・施工・維持管理など、事業を推進する。
- 提案市町村との協議の場を設置し、適宜協議を行いながら事業を推進する。

8. スケジュールの見込み

内容	日程
募集開始	3月下旬
提案書提出期限	7月下旬
審査会の開催、審査結果・移転候補地決定、基本協定の締結、協議の場の設置・協議開始	8月以降

新規工業用水道事業の進捗状況について

令和8年(2026年)3月13日

企業局



1 新規工業用水道事業について

事業の位置付け

県の地下水保全3原則の一つ「他の水源利用の推進」としての取組み

- ①地下水取水量の削減
- ②他の水源利用の推進
地下水のみに頼らず、竜門ダムを水源とする有明工業用水道の未利用水を活用した半導体関連企業への給水を行う。
- ③地下水涵養の更なる推進

整備イメージ



地理院地図を加工して作成

配管ルート(予定)



地理院地図を加工して作成

2 今年度の取組み状況

- 浄水場・管路の詳細設計 ⇒ 施設設計、工事費、施工工程等の精査
※事業費及び工事期間縮減の検討を併せて実施
- 浄水場建設用地取得 ⇒ 建物等の撤去が完了し、県へ用地引き渡し完了（令和7年12月）
- 造成工事等着手 ⇒ 用地取得が完了し、造成工事に着手（令和8年1月～）
※管路布設工事も年度内着手予定
- 企業との協議 ⇒ 水質などの給水条件や使用水量等の諸条件の協議を実施
- WPPP実施方針案の作成 ⇒ マーケットサウンディングの実施、詳細スキームの検討

浄水場用地

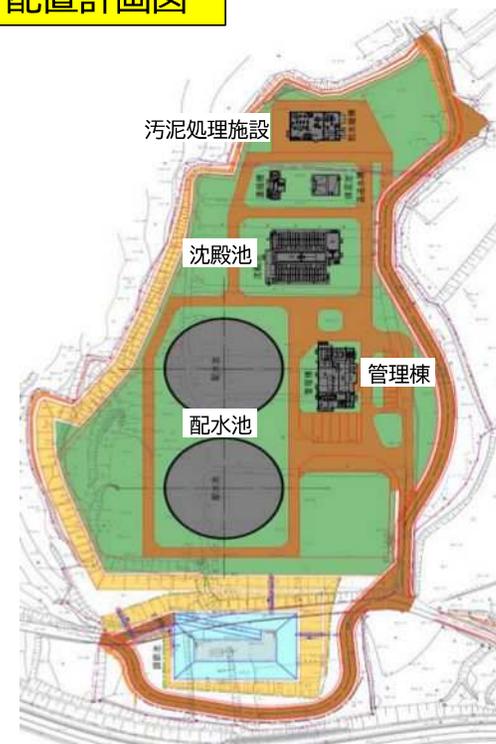


建物等撤去前



建物等撤去後（R8.1月時点）

配置計画図

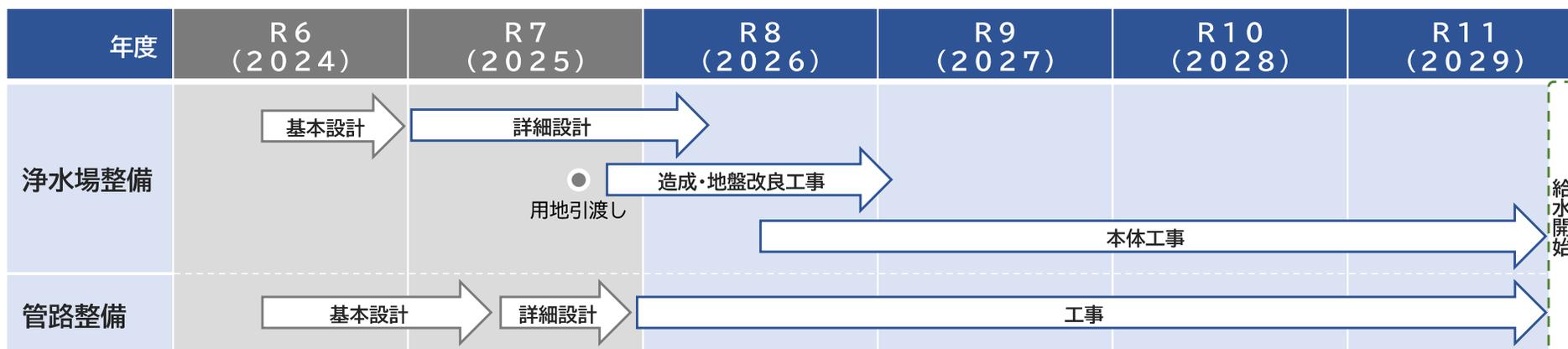


3 整備スケジュールについて

これまでの主な状況の変化

- ① 農地保全への配慮に伴う候補地の再選定により、用地取得が長期化。
- ② 関係機関との協議の結果、整備施設（大規模配水池）を追加。
- ③ 用地及び地質条件の変化に伴い、追加工事（地盤改良工事、道路の付替え等）が発生。

上記の状況の変化を踏まえ、整備スケジュールを精査した結果、**令和11年度中の給水開始となる見込み**



今後の対応

- ・ 工事発注の時期を分散させ、施工業者の確保を含む円滑な施工の確保及び交通への影響(交通規制の集中)の軽減を図る。
- ・ 施設運営業務（運転・維持管理）に係る公募スケジュールは変更せず（令和9年度中）、施設整備工事へのWPPP事業者のノウハウや意見等の反映を通して運営業務のより一層の効率化を図る。
- ・ 企業との協議時間が十分に確保されるとともに、「くまもとサイエンスパーク」等の進展に伴う企業進出が期待されるため、給水開始までにより多くの給水先を確保する。